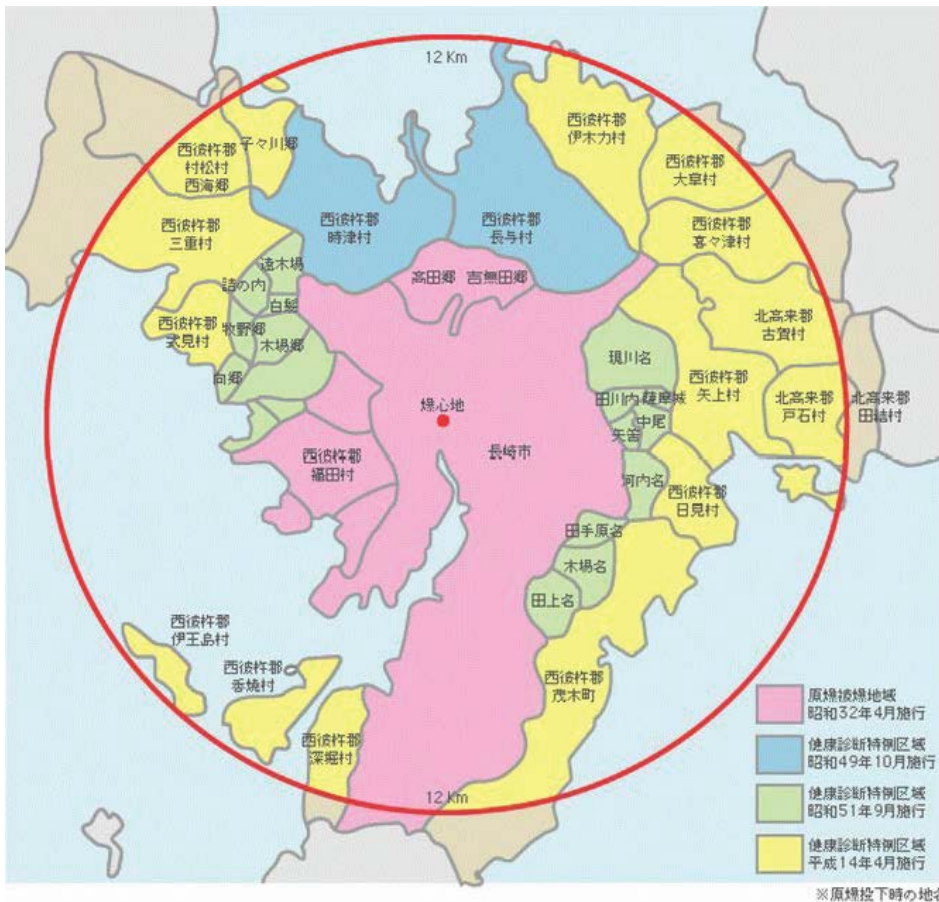


長崎被爆体験者に人権の光を！ 正当な処遇を！

矢ヶ崎克馬 2022/9/22

(被爆体験者地域と訴訟)

長崎被爆地域（下図の赤）は南方に約 12km、東西北方向には 4～7km と歪んで指定されているのですが、被爆体験者の該当地域は半径 12 km の円を描き、円内の下図の黄色い地域です。



現在の被爆者援護施策の実態は①被爆者②特例受診者（第1種または第2種健診受診者）に分かれています。被爆体験者は第2種健康診断受診者です。なお、第1種の地域は図中の青と緑の区域の住民です。

広島高裁判決は広範囲に放射能が分布されたのは「水平に広がる原子雲である」と水平原子雲の存在を黒い雨が放射能を帯びていた科学的証拠と認めましたが、長崎

の半径 12km はこの水平原子雲の半径とほぼ一致するのです。マンハッタン調査団等の残留放射能の測定結果はこの水平に広がる原子雲なくしては説明が付かないのです。

(放射線被曝を精神の病とされること)

特徴は「第一種」と異なり、被爆者健康手帳への切り替え制度はないことともう一つ、重大な「国家による偏見差別」があることです。

(医療費給付) について次のような規定です。(長崎市 HP より) :

「第二種健康診断受診者証をお持ちのかたは、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患(これに合併する身体化症状や心身症を含む)が認められる場合、医療費の給付が受けられる制度の対象となります。」

(過酷な国家差別)

第二種健診受診者の医療手当資格には「精神神経科あるいは心療内科の受診証明」が必要なのです。

これは「ハンセン氏病」に対する国差別が法制化されていたことと同様な、国による偏見差別の法制化です。被爆体験者は「国家が謝罪すべき不当な偏見を強制されてきた人々です。

(人道に反する取り扱い)

さらに、第2種健康診断受診者(被爆体験者)の治療費支給対象となる疾病群からは「がん」が排除されているため(第1種健康診断受診者に対しては上記11種疾病が適用され明確にがんが含まれている)、**被爆体験者にがんが発生すれば、その個人が今まで支給されてきた医療費支給が停止される、という極めて残酷な取り扱いを受けるのです。**

(被爆体験者訴訟)

被爆体験者訴訟は、2007年以來第1陣と2陣に別れ合計650人が被爆者認定を求めました。いずれも最高裁まで行き、ひどい敗訴を喫しています。広島裁判所と長崎/福岡の裁判所の大きな差異があります。それは本来の法の趣旨に沿って人道的に「何が真実であるか」を探究する姿勢があるかどうかの違いです。

例えば、矢ヶ崎は双方の裁判に関わり同じような意見を提出しているのですが、広島「黒い雨」控訴審判決(最終判決)では、私の主張にたいする国側の反論を「矢ヶ崎意見は、一般的な機序として不合理な点のないものであり、相応の科学的根拠に基づく有力な仮説の一つと認めるのが相当である」と断じ、国の矢ヶ崎批判を「失当」としました。真理の探究がきちっとされている判決で、誇るべき司法の独立という背骨があります。これに対して、長崎被爆体験者訴訟では、第2陣の長崎高裁の判決文には、矢ヶ崎は個別に科学的に見解を述べた上で既存の評価体系を批判しているにも拘わらず、「矢ヶ崎は徹底した反ICRP派である」とレッテル張りがなされ、意見内容を検討せず封殺するものでした。

しかし、被爆体験者は不屈の精神を示し、今『2回目訴訟』を立ち上げています。

(広島黒い雨判決)

2021年7月14日、広島高等裁判所(西井和徒裁判長)は、原告ら全員について被爆者健康手限の交付等を命じた広島地裁判決を維持しました。

判決は被爆者支援の人道的意味合いと科学性を強く持つ優れた判決でした。

(1) 被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りると解さ

れると判示しました。

(2) さらに、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったから、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められるとし、広島地裁判決で示された「黒い雨」による被曝類型に関する法解釈を更に強化する判決を言い渡しました。地裁判決は法的に認知されている11種の疾病に罹患していることを認定条件としましたが、その疾病罹患条項を否定したのです。

(しかし国は最終判決に従っていない：三権分立に反する指針を強行)

判決後、厚労省が示した「指針」は広島高裁判決を無視しています。①地裁レベルの認定された11疾病の罹患要件に従うことと、②黒い雨に遭った者に限定するなど、判決を無視し、新たな差別を導入しました。

3権分立という立憲民主主義を建前にする国として、司法判断に従わなければならないのにも拘わらず、それに従おうとしていないのです。残念ながら、長崎県、市と厚労省の実務者協議では、「過去の裁判例との整合性などの課題を整理する」として広島地裁・高裁、長崎地裁・福岡高裁の判決の事実認定で用いられた書証についての分析をするといいます。きちんと民主主義原則に襟を正そうとしていないのです。国は被爆体験者2回目訴訟に於いても上記同様な不当な見解を示しています。

(内部被曝隠ぺい)

米軍の日本占領以来、原爆維持のための世論操作で放射性降下物による被曝／「内部被曝」を徹底的に隠ぺいし、拒否してきました（『知られざる核戦争』）。「残留被曝は無いとしてきました。自由な原爆調査／研究を拒否し、プレスコードを引き、科学的にも情報的にも虚偽の世界を作ったのです。「被曝線量体系：DS86」第6章は内部被曝隠ぺいのために任務付けされた「後追い”証明“」でした。用いられたデータは全て枕崎台風大洪水の後のデータです。

(日本政府の追従)

「残留放射能は無い」の虚偽を日本政府は全面的に受け入れ、アメリカに追従しました。

①「被爆者医療法」⇒「被爆者援護法」の被爆地域（法第一条1項、2項）（被爆者定義）から『内部被曝』を排除。被爆地域は初期放射線による被曝の外部被曝のみにより定義されています（内部被曝を排除）。これに対し、内部被曝を考慮すると「水平に広がる原子雲」の展開範囲：およそ「半径18km」が相当なのです。

②国連にも「放射線被曝で苦しむ者は皆無」と報告。

<被曝現実＝広範囲の地域に渡る内部被曝被害>

現実はおよそ全ての原爆被害者：被曝体験者は内部被曝による健康被害を被っているのです。現実を否定することができずに、政府は「内部被曝」を拒否したまま（被曝地域を外部被曝のみに制限したまま）、対応したのが、被曝者とは一線を画した「特例受診者」制度。過った認識（内部被曝拒否）を固定したままの差別制度なのです。

（被曝者認定制度の構造：線引き差別制度）

（1）制度

- ① **被曝者**は援護法第一条に規定される
（4つのカテゴリー：指定地域、入市被曝、教護等被曝、胎内被曝）
- ② **特例受診者**は、第一種または第二種健康診断受診者証を交付された者で特例として健康診断を受けることができる

（2）特例受診制度

<第一種健康診断受診者>

広島では黒い雨「宇田強雨域」、長崎では図中青および緑で示す地域。

第一種健康診断受診者証を交付された者は、**特定の疾病の状態にあると認められた場合、被曝者健康手帳へ切り替え**ができる。

特定の疾患とは：

1. 造血機能障害（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）
2. 肝臓機能障害（肝硬など）
3. 細胞増殖機能障害（悪性新生物、骨髄性白血病など）
4. 内分泌腺機能障害（糖尿病、甲状腺の疾患など）
5. 脳血管障害（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞など）
6. 循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患）
7. 腎臓機能障害（慢性腎炎、ネフローゼ症候群など）
8. 水晶体混濁による視機能障害（白内障）
9. 呼吸器機能障害（肺気腫、慢性間質性肺炎など）
10. 運動器機能障害（変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗鬆症など）
11. 潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

<第二種健康診断受診者> **長崎被曝体験者**

第1種の線引きが現実合わないから、広島では広範囲「黒い雨」降雨域の、長崎では「被曝地域見直し」として適用範囲の拡大が必然的に現れました。

長崎では「第二種健康診断受診者」制度が作られ、**長崎被曝体験者**と呼ばれました。

内部被曝を隠蔽してきた体制が「被爆者」と「健診特例者：第一種。第二種」の体制なのです。

その犠牲者を作り出してきた構造のうち、広島は差別構造は今回の「黒い雨控訴審判決（最終判決）」で弾劾されました。残りは長崎です